（条例を定めたときの届出）

第七十条　法第百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

別記様式第二（第十一条第二項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第27条第２項・第27条第３項）・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）附則第９条第３項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

個人情報保護委員会　殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

１．～５．　［略］

記載要領

１．～４．　［略］

５．１．の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

６．１．の「事務連絡者の氏名」には、必ず連絡が取れる連絡先（電話番号及びE-mailアドレス）を記載すること。

７．～10.　［略］

別記様式第三（第十一条第二項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律第27条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

個人情報保護委員会　殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

１．～５．　［略］

記載要領

１．～２．　［略］

［新設］

別記様式第二（第十一条第二項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第27条第２項・第27条第３項）・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第44号）附則第２条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）附則第７条第３項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

個人情報保護委員会　殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

１．～５．　［同左］

記載要領

１．～４．　［同左］

５．１．の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

６．～９．　［同左］

別記様式第三（第十一条第二項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律第27条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

個人情報保護委員会　殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

１．～５．　［同左］

記載要領

１．～２．　［同左］